

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第8回）会議録

- 1 開催日時
平成27年3月19日（木）
開会 午前10時
閉会 午前10時23分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 202会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
(県議選関係)
第40号議案 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
第41号議案 選挙会の場所及び日時の決定について
第42号議案 開票事務と選挙会事務の合同について
(市議選関係)
第43号議案 ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について
第44号議案 選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
第45号議案 選挙会の場所及び日時の決定について
第46号議案 開票事務と選挙会事務の合同について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第8回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、統一地方選挙関係の議案7件でございます。
-----	--

	<p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。</p> <p>前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	(なし)
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第40号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第40号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第80条第1項の規定により、愛知県議会議員一般選挙の選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には水野紀彦委員長を、選挙長の職務代理者には谷口紀樹委員にお願いしようとするものでございます。</p>

	第40号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第40号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第40号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第40号議案は可決されました。 続きまして、第41号議案、第42号議案は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、第41号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。 公職選挙法第77条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、愛知県議会議員一般選挙の選挙会の場所を旧尾張旭市民会館大ホール、日時を平成27年4月12日午後9時からと定めようとするものでございます。 次に第42号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」

	<p>ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、愛知県議会議員一般選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第41号議案及び第42号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第41号議案及び第42号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第41号議案、第42号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市議会議員一般選挙関係の議題に移ります。</p> <p>第43号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは第43号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第5項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができるものと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます平成27年4月19日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p> <p>第43号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第43号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第43号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第43号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第44号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、</p>

	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>では第44号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります平成27年4月19日の午後5時45分からと定めようとするものでございます。</p> <p>第44号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第44号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第44号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第44号議案は可決されました。

	<p>続きまして、第45号議案、第46号議案は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、第45号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第77条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、尾張旭市議会議員一般選挙の選挙会の場所を旧尾張旭市民会館大ホール、日時を平成27年4月26日午後9時からと定めようとするものでございます。</p> <p>次に第46号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、尾張旭市議会議員一般選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第45号議案及び第46号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p>

	<p>第45号議案及び第46号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第45号議案、第46号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業主行動計画次期計画策定に関して →選挙管理委員会として計画を進めていくことに同意得。 ○ 選挙管理委員会の人事異動について →異動者なし。 ○ 次回日程確認 →日程調整。会議室の空き状況も踏まえ、改めて連絡。
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>